

千葉県告示第131号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、使用料及び手数料徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和3年3月8日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木 達也

1 委託する相手方

千葉県美浜区幸町1丁目3番9号

公益財団法人千葉県保健医療事業団

理事長 斎藤 博明

2 委託施設

千葉県休日救急診療所

3 委託の内容

千葉県休日救急診療所に係る使用料及び手数料の徴収事務

4 委託期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで